

寒川町告示第 29 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 410 条第 1 項の規定により固定資産の
価格等を決定し、同法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第 2 項により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

寒川町長 木村 俊雄